

お知らせ

税務職員募集
(税務大学在校生)

人事院と熊本国税局では、
税務職員(税務大学在校生)を
募集しています。

税務職員には、仕事の性
質上、豊かな人間性と高度
の知識が要求されます。

国家公務員採用 種(税務)
試験に合格し採用されます
と、全員が税務大学校普通
科に入校し、一年間、大学
水準の教養と税務職員とし
て必要な専門知識を習得す
るための教育を受けること
になっています。

その後、税務署に配属さ
れ、国税の仕事に従事する
こととなります。
なお、募集要項は、次のと
おりです。

受験資格

昭和61年4月2日(平成
元年4月1日)までに生ま
れた方で、学歴は問いま
せん。

農業者年金を受給されていた方が死亡
したときは、「年金受給権者死亡届」の
提出が必要です。

Q1. 誰が出すのですか？

A. 戸籍法の規定による死亡の届出義務者(同居の親
族、その他の同居者、家主、地主等)が10日
以内に提出してください。

死亡届の提出が遅れますと、過払金が発生し、その
分は返納することとなりますので注意してください。

Q2. どのような手続きをすればよいのですか？

A. J Aの窓口において「年金受給権者死亡届」の手続
きをして下さい。

(必要なもの)

死亡した方の死亡日の記載がされている住民票の写
または戸籍の謄本
農業者年金証書
印鑑(認印でよい)

Q3. 未支給年金はどのようなときに支払われるので
すか？

A. 農業者年金は、受給されていた方が死亡した月の分
まで受給できます。

定期支払月	支払金額の内訳
2月	前年の1月・12月分と本年の1月分
5月	2月・3月・4月分
8月	5月・6月・7月分
11月	8月・9月・10月分

《例》

6月に死亡し、死亡
届が7月に処理され
た場合、8月の支払
はないので、5月・
6月分の年金を請求
することとなります。

Q4. 未支給年金の請求は誰がするのですか？

A. 受給されていた方の死亡当時、その者の配偶者、
子、孫、祖父母、兄弟姉妹の順です。

(必要なもの)

死亡者の年金証書
死亡された方の死亡日及び請求者と死亡者の身分関
係を明らかにすることができる戸籍の謄本等

その他、農業者年金関係のお尋ねは、阿蘇市役所農業
委員会事務局年金係(22-3254)までご連絡ください。

農業委員会事務局からのお知らせ

農業者年金受給者の皆様へ

「現況届」を6月30日まで
に提出してください。

農業者年金を受給されている方は、
毎年6月に現況届が必要となります。
5月末に、農業者年金基金から現況届
の通知が直接送付されてきますので、
署名の上、期日までに必ず提出してく
ださい。

注意!

期日までに提出されないと、8月
からの年金の支払いが差し止めにな
ります。

提出先: 阿蘇市役所農業委員会
又は 各支所窓口

提出期限 6月30日(金)

問い合わせ先 阿蘇市役所農業委員会
事務局 22-3254

動物の販売や保管などを行っている皆様へ

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、平成18年6月1日から施行されます。

動物取扱業については、これまでの届出制から登録制に改められ、業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う場合は、動物取扱業の登録を受ける必要があります。

対象となる動物は、哺乳類・鳥類・爬虫類（ただし、実験動物・畜産動物等を除く）業としてとは、社会性をもって、一定以上の頻度又は取扱量で（年2回以上又は2匹以上）、営利を目的として動物を取扱うことをいいます。例えば「ご家庭で毎年数頭の子犬が生まれ、格安で譲っている」という個人の場合でも同法が適用されます。

- 登録するまでの流れ
- 登録申請（各保健所に） 施設の検査
登録証交付 営業開始
- ・事業所、業種ごとに登録
 - ・申請手数料 1件あたり15,500円
 - ・登録を取得したら
 - ・氏名、登録番号等を記載した標識の表示。広告の際にも氏名、登録番号等の掲載。
 - ・5年ごとに登録の更新。

今回の法改正により新たに規制対象に組み入れられること等になった動物取扱業者

業種	該当する業者の一例
販売 (取次ぎ又は代理を含む)	飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
訓練	出張訓練業者
展示	乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

罰則：登録制への移行、特定動物の飼養等規制の全国一律化等に伴い設けられた措置に関し、必要に応じて罰則が設けられます（第45条～第50条）。愛護動物に対する虐待等について、罰金を30万円以下から50万円以下に強化されます（第44条）。

詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

阿蘇保健所衛生環境課 32-0535

違反広告物の 県内一斉指導取締り の実施について

「熊本県環境月間」（6月）の行事の一環として、著しく景観を阻害している違反広告物特に道路不法占用物件について、県内一斉指導取締りを実施します。

日時 6月23日（金）

午前9時半～午後3時

実施内容 屋外広告物法、熊本県屋外広告物条例に違反する広告物（はり紙、はり札、幟旗、立看板等）の除却及び是正指導

実施場所 主に主要幹線道路の周辺担当者

問い合わせ先

阿蘇地域振興局

土木部維持管理課管理係

22 1111内線511、512

特設人権相談所を 開設します。

日時 6月27日（火）

午前10時～午後3時まで

場所 阿蘇保健福祉センター（内牧）

相談内容 家事問題（相続、離婚、

親子関係など）、金銭問題、登記手続、いじめ、差別などや心配ことなど。

秘密は厳守します

人権擁護員、法務局職員

問い合わせ先

熊本地方法務局阿蘇支局

220137

なお、人権擁護員は今回の特設人権相談日以外でも、自宅において相談を受け付けております。詳しくは先月号の広報20ページをご参照ください。

総合行政相談所を 開設します。

月4回定例の総合行政相談所を開設し、住民の方々からの相談に応じています。相談は無料で、秘密は固く守ります。買い物帰りなどお気軽にご利用ください。

日時 毎月第1～第4水曜日（祝日の場合は翌日）

場所 くまもと県民交流館

パレア「鶴屋デパート」東館

相談内容 税務相談、不動産相談、法律相談、登記・法律相談、土地境界相談、男女共同参画相談、行政一般相談

問い合わせ先

総務省熊本本行政評価事務所

0963241662

http://www.soumu.jp/kanku/kyus

yu/kumamoto.html

